



70歳未満の自己負担限度額



医療機関に限度額適用認定証を提示することで、同一の月において、それぞれ一医療機関ごとの窓口での一部負担金等の支払額が下記の自己負担限度額までとなります。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証の利用促進にご協力ください。

※一部未導入の医療機関もあるため、直接医療機関までご確認ください。

[詳しくはこちらから:厚生労働省HP](#)

〈自己負担限度額〉

被保険者の所得区分	自己負担限度額（※1）	多数該当（※2）
① 区分 ア (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
② 区分 イ (標準報酬月額53~79万円の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③ 区分 ウ (標準報酬月額28~50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④ 区分 エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円



注意事項



●提出不要な方

70歳以上の現役並み所得者Ⅲ（標準報酬月額83万円以上）・一般所得者の方は、「高齢受給者証」を提示することにより、医療機関の窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

●被保険者が非課税の方

「区分ウ」および「区分エ」の方のうち、市区町村民税が非課税などによる低所得者の方は、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書（別様式）」をご提出ください。

●高額療養費支給申請書の提出が必要な方

- ・医療機関等の窓口でお支払いされた自己負担額について、①受診月ごと、②受診者ごと、③医療機関ごとに区別し、それらを更に④歯科と⑤医科の別、⑥入院と⑦外来の別という区分で見た結果、1つの区分で21,000円以上に該当する場合。
 - ・軽減前の自己負担限度額が適用された場合
- 上記に該当したときは、「高額療養費支給申請書」をご提出ください。

●有効期限

申請月の初日（健康保険加入月に申請された場合は資格取得日）から最長で1年間となります。